

令和5年7月31日

令和4年度 特別の教育課程の実施状況等について

群馬県		
学校名	管理機関名	設置者の別
玉村町立玉村小学校（外4校）	玉村町教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学校名	特別の教育課程の編成の方針等の公表 URL
玉村町立玉村小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010052/doc/62826/1729240.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010052/doc/62826/1729240.pdf</a>
玉村町立上陽小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010053/doc/64999/1813437.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010053/doc/64999/1813437.pdf</a>
玉村町立芝根小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010054/doc/57817/1743710.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010054/doc/57817/1743710.pdf</a>
玉村町立中央小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010055/doc/63074/1739357.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010055/doc/63074/1739357.pdf</a>
玉村町立南小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010056/doc/44842/1743788.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010056/doc/44842/1743788.pdf</a>

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学校名	自己評価結果及び学校関係者評価結果の公表 URL
玉村町立玉村小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010052/doc/62826/1729240.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010052/doc/62826/1729240.pdf</a>
玉村町立上陽小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010053/doc/64999/1813437.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010053/doc/64999/1813437.pdf</a>
玉村町立芝根小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010054/doc/57817/1743710.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010054/doc/57817/1743710.pdf</a>
玉村町立中央小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010055/doc/63074/1739357.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010055/doc/63074/1739357.pdf</a>
玉村町立南小学校	<a href="https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010056/doc/44842/1743788.pdf">https://www.town.tamamura.ed.jp/weblog/files/1010056/doc/44842/1743788.pdf</a>

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- 計画通り実施できている
- ・ 一部、計画通り実施できていない
- ・ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

A L Tが町内全小学校に常駐勤務することにより、外国語活動の時間は全て日本人とA L Tのチームティーチングで指導できる体制を整えている。本町の児童の実態に即して、平成28年度玉村町教育研究所において「玉村町版小学校外国語活動カリ

キュラム」を作成するとともに、新学習指導要領の改訂等に伴い令和2年度に改訂を行った。町内全小学校で共通のカリキュラムを活用することにより、同じ水準の英語教育を実践することができている。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

年に一度、教育委員会評価を行い、その中で小学校における英語活動・外国語活動の充実に向けた教育課程特例校についても評価を行っている。

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、玉村町が取り組んできた英語教育や国際交流事業などの更なる発展を図るとともに、本町に住む子供たちが将来英語を用いて積極的にコミュニケーションを図れるよう、英語教育を実践していくものである。

本町では公立の幼稚園と保育所にALTを派遣し、英語に親しむ事業を実施しており、本特例を活用して小学校低学年でも英語活動の時間を確保したことで、幼稚園から中学校までの12年間を継続して英語に親しんだり学んだりできるようになっている。また、小中学校へのALT常駐配置により、英語活動の時間は必ずALTと触れ合うことができ、ネイティブとのコミュニケーションに親しめるようになっている。また、1年生から6年生まで積極的に学習に取り組んでおり、全体の8～9割程度の児童が「英語の授業が楽しい。」と感じている。さらに、自分に関することを英語で発表する機会を多く設定することができたことから、学年が進むにつれ、自信を持って発表できるようになってきている。

一方で、高学年になると、学習内容を難しいと感じるようになっていたり、コミュニケーションに対する苦手意識を持ったりする児童が見られるようになってくるのが課題として挙げられる。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

本特例を実施している町内5校の小学校においては、1年生から6年生まで継続して英語に触れる時間を毎週確保できたことにより、英語学習の時間以外でもALTと日常的にコミュニケーションを図ったり、ALTの出身国の文化や生活習慣について学んだりしようとする児童の姿が見られる。また、高学年では小学校と他の小学校、小学校と中学校の教室をオンラインでつないだり、外部から外国人や学生のゲストティーチャーを招いたりして英語を用いたコミュニケーションを行う機会を設定するこ

とができた。

上記については、教育基本法第2条第5号の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」や、学校教育法第21条第3号「進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という条文に照らし合わせても適切であったと考える。

#### 4. 課題の改善のための取組の方向性

3に示すような課題を踏まえて、高学年になるほど難しくなる内容を、すべての児童が楽しんで積極的に学ぶ素地を養えるように、本特例の改善を図ることが必要と考える。そのために以下のような手立てを行う。

- ・児童の実態に応じて指導の改善を図れるよう、玉村町英語教育推進会議で各校での指導や児童の学習状況について情報交換を行う。
- ・改訂した「玉村町版小学校外国語活動カリキュラム」を基に、低学年児童の実態に応じた学習活動を設定する。
- ・多様な人と関わり、英語を使用する必要感をもって学習活動に取り組めるよう、県立女子大学の教職員や学生をゲストティーチャーに招いたり、フェリーチェ玉村国際小学校との交流授業を実施したりする。
- ・英語への抵抗感を軽減し、楽しみながら活動に取り組めるよう、他者と関わりながら英語コミュニケーションを繰り返し行う活動を設定するとともに、児童が進んで英語を用いようとする姿勢を認めていく。